Q & A

職員への金銭貸付における留意点-2

Q.

当クリニックに勤務する看護師から、子供の学費に充てるための融資の依頼を受け、100万円を貸し付け、毎月の給料から2万円を天引きする形で分割返済を受けてきました。その後、2年経過し、融資金の残額が52万円残っていたのですが、突然、裁判所から看護師の破産手続開始決定通知書が届きました。看護師から残金52万円を支払ってもらえるのでしょうか。また、破産管財人から、天引きしてきた2年分の給料(48万円)の返還を求められたのですが、この返還請求に応じなければならないのでしょうか。

Α.

破産(自己破産)とは、自分の収入や財産で債務を支払うことができなくなった場合に、自分の持っている全財産をお金に換えて、各債権者に対して、その債権額に応じて配当として分配、清算して、破綻した生活を立て直すことを目的とする制度です。破産者の破産手続が開始されると、裁判所が選任する破産管財人が、破産者の有する債権債務の管理処分を専属的に行うことになりますので(破産法78条1項)、債権者が独自に債権を回収することはできなくなります。

そのため、クリニックとしては、破産者である看護師に対して、融資金の残金52万円の請求をすることはできません。また、看護師にお金に換えるような財産がなく、また、クリニック以外にも債権者がいるような場合には、配当を受けることができずに破産手続が終了し、融資金の残金を回収できませんし、残念ながら、実際そのような場合が殆どと言っていいでしょう。

では、看護師が自己破産する前に天引きしてきた2年分の給料(48万円)も破産管財人に返還しなければならないのでしょうか。

この点、給与からの天引きも、「職員への金銭貸付における留意点-1」の退職金の相殺と同様、 賃金全額払いの原則の問題がありますので、給与からの天引きが看護師の自由意思に基づいたも のであると認めるに足りる合理的理由が客観的に存在することが必要となります。つまり、看護 師がクリニックに強制されることなく、自らの意思で給与から天引きすることについて同意して おり、かつ、自らの意思で同意していることについて客観的な証拠によって裏付けられているこ とが要件として必要になるということです。

そのため、医療機関が職員に対して融資をし、毎月の給料から天引きする形で返済を受ける場

合には、借用書を作成し、借用書には毎月の給料から天引きする形で分割返済をすることに同意する旨の文言を記載して残しておくことが、最低限必要と言えます。さらに、融資金の返済は給与から天引きする旨の労使協定の締結や、給与から天引きする旨を定めた職員資金融資規程等を作成し、同規程に基づいて融資を受けた旨の借用書を作成しておけば、より確実と言えるでしょう。

なお、職員が自己破産した場合であっても、融資金の回収を図れるように、融資の際に連帯保証人を付けることも忘れずにしておきたいところです。

【参考文献】

· 最高裁判所民事判例集 4 4 巻 8 号 1 0 8 5 頁

【メディカルオンラインの関連文献】

- · Vol.14 スタッフの退職・転職にどう関わるか**
- ・ 賃金制度の基礎知識**

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。